

新居浜市・別子山村合併協議会専門部会設置規程

（設置）

第1条 新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、新居浜市・別子山村合併協議会事務局長（以下「事務局長」という。）の指示を受け、新居浜市・別子山村合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第4条 専門部会に次の役員を置く。

（1）部会長 1名

（2）副部会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

（分科会）

第7条 専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

（報告）

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市村の担当部門が行う。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	新 居 浜 市	別 子 山 村
総務部会	企画調整部長 財務部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 消防長 出納室長	総務課長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長
教育福祉部会	保健福祉部長 教育委員会事務局長	総務課長 教育委員会事務局長
産業環境部会	市民環境部長 産業振興部長 農業委員会事務局長	総務課長 経済課長 農業委員会事務局長
都市建設部会	都市開発部長 下水道部長 港務局長 水道局長	総務課長 経済課長

